

環境だより

「山、川、海、人が共生する元気なまち 津」をめざして

平成29年7月1日発行

平成29年 第3号

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354

夏休み

親子で学ぶ環境イベント参加者募集

水生生物調査学習会

7月23日(日) 9時～11時

長野川(稲葉町) ※雨天時(川の増水を含む)は7月29日(土)に延期

私たちの身近な川に住んでいる魚や水生昆虫の種類を調べて、その川の水質を判定します。自然や生き物に触れ合いながら川の水質を調査することで、自然環境を守ることの大切さを楽しく学習します。

対象 市内に在住・在学の小学3～6年生と保護者

定員 抽選20組(40人)

申し込み 7月12日(水)までに電話で環境保全課(☎229-3140)へ



長野川で水生生物を採取する
昨年の受講者たち

新エネルギー学習会

7月30日(日) 9時～16時30分

津リージョンプラザ正面玄関前集合 ※貸し切りバスで移動

新エネルギーの普及啓発の一環として、勉強会、工作教室、施設見学を組み合わせた学習会を開催します。普段あまり目にすることができない三重大学の実験施設や新青山高原風力発電所が見学できます。

対象 市内に在住・在学の小学4年生～中学生と保護者

定員 先着20組(40人)

費用 1組1,000円(当日徴収)

持ち物 昼食、はさみなど

申し込み 7月5日(水)8時30分～14日(金)に電話で環境政策課(☎229-3212)へ



風洞を体験する
昨年の受講者たち

夏休み子どもごみ教室

8月4日(金) 13時～17時

津リージョンプラザ正面玄関前集合 ※貸し切りバスで移動

ごみの焼却施設(津市西部クリーンセンター)と津市リサイクルセンターを見学して、ごみの減量やリサイクルについて学ぼう。

対象 市内に在住・在学の小学生と保護者

定員 先着15組(30人)

申し込み 7月5日(水)8時30分から電話で環境政策課(☎229-3258)へ



昨年のごみ教室の様子



ストップ!ごみ一時集積所のカラス被害

近年、郊外や農村部をはじめ、市街地でもカラスの生息数が増え続け、それに伴いカラス被害も拡大しています。カラスにとって、食べ残しなどのごみが出る市街地は、エサが豊富にある楽園となっています。

カラスは視覚でエサを探すため、

ごみの中から好物の肉や揚げ物などを見つけ出すことができ、袋を破いたり引っ張ったりするのが得意です。中にはごみネットの隙間から中に入っていき学習能力の高いカラスもいるので、しっかりと対策を心掛けましょう!



ちょっとした心掛け!カラス対策

生ごみを減らす!

食材はできるだけ使い切り、食べ残しをなくして生ごみを減らすように工夫しましょう。また、生ごみ処理機やコンポスト容器を使って、生ごみを減量、リサイクルしましょう。

生ごみを不要になった紙で包む!

生ごみを不要になった紙などで包むことで、生ごみが見えないようにする効果が期待できます。
※ダンボールや紙袋は、リサイクル資源ですので、ごみ袋の代わりに使用しないでください。

防鳥ネットを使う!

黄色の防鳥ネットが効果的です。ごみは、防鳥ネットの中にきっちり納めて、隙間を作らないように注意しましょう。また、ネットが通行の邪魔にならないように、ネットの縁に重しを置くなどして管理してください。



生ごみは収集日の朝に出す!

前日の夜から出すと、カラスに狙われやすくなります。

ごみ集積庫を利用する!

集合住宅やアパート、自治会で、専用の集積庫がある場合は利用してください。集積庫には、軽量でコンパクトに折りたためるものもあります。



ごみ一時集積所設置等事業補助金制度

自治会が管理するごみ集積所(折りたたみ式の集積庫を含む)の設置工事などに補助金を交付しています。今年度からは自治会自らが施工する場合の原材料費も補助金の対象となりました。詳しくは環境事業課(☎237-5311)へお問い合わせください。



Check! ~防鳥ネットの使い方~

防鳥ネットは正しく使いましょう。きちんとネットで覆うことで、カラスの被害をほぼ防ぐことができます。ごみを出す時は、隙間がないかチェックしましょう。



ネットに隙間が

人には小さな隙間も...



カラスには大きな隙間!



重しを置くなどして、ネットに隙間ができないようにしましょう





なくそう!不法投棄

津市では、平成28年度に164件の不法投棄に対応しました。

その中で、公共用地に不法投棄された家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の処理料金だけでも353台、約100万円の処理費用がかかりました。

不法投棄をされないために

- 見回りを定期的に行う。
- 草刈り、^{せんてい}剪定などを定期的に行い、見通しの良いきれいな状態にしておく。
- 周囲や入口にロープを張る、柵を作る、車止めを置くなどの進入防止対策をする。
- 「不法投棄禁止」などの警告看板を設置する。(環境政策課、環境事業課、各総合支所地域振興課でお渡ししています)



自分の土地に不法投棄をされてしまったら

投棄した人が特定できない場合は、土地の所有者(管理者)がごみを処理しなくてはなりません。自分の土地を適正に管理することが不法投棄から守る第一歩です。

不法投棄には罰則があります

不法投棄には重い罰則があり、個人の場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科されます。



不法投棄現場を目撃したら

投棄行為に関する情報(日時、場所、投棄者の性別、人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物など)を、警察署へ通報してください。



夏のごみ出しの注意点

家庭から出る燃やせるごみのうち約3分の1が「生ごみ」で、その80%が水分です。これから夏場にかけては、生ごみの体積や重量が増える時期になります。



ごみ集積所に出された生ごみがカラスなどにつつかれて散らかると、掃除当番の人や集積所付近の人の迷惑になります。また、夏の生ごみ臭は、小バエやゴキブリなどの害虫が発生する主な原因にもなります。

これらは、日頃からひと手間を加えることで軽減することができるので、ご協力をお願いします。

生ごみ対策

- 台所の生ごみは、三角コーナーや水切りネットなどを使ったり絞ったりして十分水分を切る。
- 水分や臭いが吸着するように、生ごみを不要な紙類に包む。
- ごみ袋の結び目は、臭いがもれないようにしっかり結ぶ。
- 生ごみ処理機やコンポスト容器を活用する。





》 グリーンのカーテン普及促進講座を開催しました

5月17日～20日にかけて、津市環境学習センターなど市内4カ所でグリーンのカーテン普及促進講座を開催しました。グリーンのカーテンの設置・育成に関する専門家の講話や実演に、参加した皆さんは知識を深めていました。

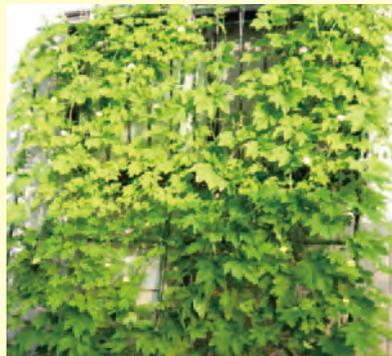
また、地球温暖化防止中勢協議会の推進員を講師に招き、地球の気候変化や家庭でできる省エネのポイントなどを紹介する講話を行い、地球温暖化対策に関する啓発を行いました。

4日間を通して延べ58人の皆さんが参加し、環境に配慮した取り組みを家庭でも実践してもらおうと、ゴーヤの苗木を3株ずつ配布しました。



グリーンのカーテンとは

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を使って、窓の外や壁面を覆う自然のカーテンのことで、夏の強い日差しを遮ると同時に、葉から水分が蒸発する蒸散作用で熱を奪い、周りや室内の温度上昇を抑えることができます。



》 残さず食べよう! 「30・10運動」の実践を

さんまるいちまる

日本では、年間約2,800万tの食品廃棄物が出ています。このうち、食べられるのに捨てられている「食品ロス」は約621万tを占め、1人1日当たり茶碗1杯分を捨てている計算になります。これは、世界全体の年間食糧援助量約320万tよりはるかに多く、削減が求められています。

「30・10運動」は、宴会などで出る食べ残しを減らすことにより、食品ロスを減らそうとする運動です。

- 注文の際は、適量に！
- 宴会開始後 **30** 分は、席を立たず食事を楽しむ！
- 宴会終了前の **10** 分は自分の席に戻って、再度食事を楽しむ！



普段からも食べ残しをしないよう心掛け、家庭でも食品ロス削減のためにできることから始めましょう。



》 住居を誰にどう引き継ぐかを決めておきましょう

平成26年に国が行った空家実態調査によると、空き家を取得した経緯は「相続した」が52.3%と最も多く、空き家の発生と相続は大きな関わりがあります。

両親が亡くなったことにより、住んでいた家(空き家)が相続財産となった場合、子どもたちが共有名義で相続するケースが多くあります。空き家を共有名義で所有した場合、修繕などの管理は、保存行為として共有持ち分にかかわらず共有者のうち一人で行うことができますが、賃貸などの利用は共有持ち分の過半数の同意が、

売却・除却には共有者全員の同意が必要となります。

共有者が多いほど同意を得ることなどが難しくなり、貸すことも売ることもできないまま老朽化が進み、近隣に悪影響を及ぼす可能性が増すことから、将来のトラブルを避けるためにも、家族で話し合い、将来誰が所有または管理するのかを決めておくことが必要です。

